

平成29年度第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会摘録

日 時：平成29年6月26日（月）午後1時00分～午後1時45分

場 所：井門明治安田生命ビル4階 子ども若者はぐくみ局会議室

出席者：荒木委員長，齋藤委員，関委員，田中委員

事務局：辻野監査担当部長，新井監査指導係長，辻（はぐくみ創造推進室）

事業所管課：阿嘉放課後児童育成担当課長，相川健全育成係長，水西（育成推進課）

辻野部長 ただ今から，京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会を開催いたします。

委員の皆様方には，御多忙中にも関わらず，御出席いただき，ありがとうございます。また，この度は，本委員会の委員に御就任いただきましたこと厚く御礼申し上げますとともに，今後の委員会運営に御尽力賜りますようお願い申し上げます。本日，委員の皆様方に御審議いただきます議事は，『子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針について』でございます。なお，本日の委員会につきましては，公開での審議とし，事前に広報発表させていただいております。それでは，まず，会議の成立についてでございます。お手許に配布しております京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会設置要綱をご覧ください。設置要綱第5条第3項により，「委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。」と規定されておりますが，本日，全員出席いただいておりますので，会議が成立していることを報告いたします。また，本日は，今年度最初の開催ですので，委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。恐れ入りますが，席順に従いまして，簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは，関委員からお願いいたします。

（関委員から順に自己紹介）

それでは次に，事務局及び今年度の選定施設に係る事業所管課について，自己紹介させていただきます。

（事務局，事業所管課の順に自己紹介）

続きまして，次第の「2 委員長の互選」についてでございます。設置要綱第4条第2項の規定に基づき，委員の皆様方の互選によって委員長を選出していただく必要がございます。いかがいたしましょうか。もし御意見がないようでしたら，事務局としては，龍谷大学の教授をされている荒木委員に委員長に御就任いただいておりますが，いかがでしょうか。

委員全員 異議なし。

辻野部長 御異議がないようでございますので、荒木委員に委員長に就任いただくことを、ここに確認いたします。荒木委員については、恐れ入りますが、席の移動をお願いします。ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行は、委員長をお願いしたいと存じます。委員長よろしく願いいたします。

荒木委員長 それでは、議事を進めさせていただきます。はじめに設置要綱第4条第2項により、副委員長は委員長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。副委員長につきましては、齋藤 信雄委員、関 理子委員をお願いしたいと思います。なお、職務を代理する順位ですが、1位を齋藤委員、2位を関委員にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員全員 異議なし。

荒木委員長 では、齋藤委員、関委員どうぞよろしく申し上げます。
続きまして、今年度の選定スケジュールについて確認させていただきます。
事務局から説明願います。

新井係長 (案件説明)

荒木委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

○ 9月の選定委員会は、実質1回ですか。

新井係長 実質1回と考えていますが、想定を上回る応募又は競合があった場合、予備日を1日設けております。

荒木委員長 それでは、議事に入らせていただきます。議題「子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針について」審議をお願いします。それでは事務局から議題について説明願います。

新井係長 (案件説明)

荒木委員長　それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

- 申請者の合計得点が著しく低いと判断される場合、指定候補者として選定しないことができるがあるが、どのような場合ですか。

辻野部長　指針の5ページにも記されていますが、60点を下回った場合、基本的に再公募を行っています。しかし、保健福祉局での事例になりますが、今までも60点を下回った事案はなく、多くは、70から90点ほどになることが多いです。

- 指針の3（2）現指定管理者に対するペナルティについて意見があります。以前、利用していた児童館でも利用者が多く職員が困らているような場面がありました。職員の方々は、利用が増えると事故のリスクが高くなると懸念されていました。このような仕方がない事情がある場合等考慮できませんか。

辻野部長　利用児童1人あたり1.65㎡の面積基準を上回る学童クラブ登録希望者が出る可能性もあります。このような場合、施設だけで判断するのではなく、事前に京都市に相談していただきたい。京都市では、待機児童ゼロを実現していくため、要件を満たし、学童クラブの登録を希望される方は、受入れていくよう指導しています。そのために、事前に協議を行う必要があると考えています。

阿嘉課長　昨今、共働き世帯が増加したため、少子化といわれているものの学童クラブの登録数が、ここ3年で約3,000人増加しています。現在の登録児童数は、13,000人を超えています。一方、京都市では、児童1人あたりの面積基準を下回る可能性がある場合、学校の余裕教室を確保するなどして、要件を満たしている利用者については、全員受入れをしていく方針です。そのため、先ほどの説明にもありましたが、指定管理者が本市に事前に協議を行う必要があると考えています。

- 指針の2公募・非公募についてです。非公募の場合についても公募の場合と同じように指定期間があり、指定期間を終えたときにこの指針に基づいて公募するか決めるということ

ですか。

新井係長 そのとおりです。なお、非公募の場合についても評価はさせて頂いております。評価の方法については、公募の場合と同じ方法にしています。また、指定期間については、市の審査指針では、原則4年とされているところ、児童館を含む社会福祉施設については、利用者と施設との関係の密接性に応じ、5年から6年で設定しており、児童館については、5年間としています。一方、非公募の児童館指定期間については、原則どおり4年で設定しております。

荒木委員長 他に意見がないようでしたら採決に入らせていただきます。この案件の取扱について、了承いただけますでしょうか。それでは、この見直し案については事務局案のとおりと致します。委員会としては、以上で終了となります。それでは事務局お願いします。

辻野部長 委員の皆様ありがとうございました。本日の審議は以上で終了となります。この後、引き続き児童館の見学を予定しております。恐れ入りますが、参加希望の委員の皆様には、御移動をお願いします。新井が会場まで御案内させていただきますのでよろしく願いいたします。

13 : 45 終了